

農地利用意向調査等に係る事務の取り扱いについて

平成 28 年 6 月 10 日	制 定
平成 29 年 3 月 13 日	一部改正
平成 30 年 4 月 1 日	一部改正
平成 30 年 5 月 31 日	一部改正
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正

農業委員会が行う農地利用意向調査等の実施にあたり、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）及び市町の行う農地中間管理事業との連携を円滑に図り、担い手に耕作条件の良い農地を集積するため、農地法等の規定による手続き以外の事務の取り扱いを次のとおりを定める。

第 1 農地情報の提供

農業委員会は、農地法第 30 条により農地の利用状況調査により収集した調査結果について、利用権設定に必要な水利権等の情報を財団に提供する。

第 2 利用意向調査の対応

1 農地所有者等から農地中間管理事業を利用する意向がある旨の表明時の対応

(1) 農業委員会は、農地法第 35 条第 1 項に基づき財団に通知する場合、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について（平成 28 年 6 月 10 日付け財団通知）」の別紙「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準（以下「遊休農地借受基準」という。）」の適合状況及び農業委員会の意見を付して、毎月末締めで翌月 5 日までに農地法関係事務処理要領様式例第 13 号の 5 「農地法第 35 条第 1 項に基づく通知」に同要領様式例第 13 号の 1 「農地における利用の意向」の写し及び別紙様式 1-1 「農地法第 35 条第 1 項による農地中間管理機構への通知に係るリスト」を添付し財団に報告するとともに、「遊休農地の機構への通知システム（機構貸付意向）（通称 A システム）」により財団に電子メールで送付する。

(2) 財団は、農業委員会から報告があった場合は、遊休農地借受基準を満たす農地の所有者に対し、財団の通知後 2 か月以内に貸付希望申込書を関係市町に提出するよう通知する（別紙様式 2）とともに、その旨を市町及び農業委員会に通知する。（別紙様式 3）

また、財団は、遊休農地借受基準を満たさない農地の所有者に対して、借受できないことを通知する（別紙様式 4）とともに、その旨を市町及び農業委員会に通知する。（別紙様式 5）

(3) 市町は、貸付希望申込書の提出があった場合は広島県農地中間管理事業事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第 6 の 2 に基づく貸付希望農用地等リストに取り

まとめ、関係書類とともに財団に提出する。

その際、上記（２）で財団が別紙様式５で通知した借受できない農地が含まれていた場合はリスト化しないこととする。

財団は、関係書類等を確認したうえで、借受農用地等リストとして市町に通知するとともに借受農用地等リストに掲載したことを農地所有者に通知する。

なお、財団は、（２）の遊休農地借受基準を満たす農地の所有者でありながら、申込期限までに貸付希望申込書の提出がない等により協議が成立しなかった場合は、その内容を農業委員会に通知する。（別紙様式６）

２ 農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の回答を受けた場合の対応

農業委員会は、「農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）」第 3 の 5 の（3）に基づき、農地所有者等から農地中間管理事業を活用する以外の農地の情報についても、利用意向調査の期日後に、遊休農地借受基準の適合状況及び農業委員会の意見を付して、「遊休農地の機構への通知システム（機構以外 意向）（通称 B システム）」により一括して財団に電子メールで情報提供する。（別紙様式 1 - 2）

その際、農地法関係事務処理要領様式例第 1 3 号の 1 「農地における利用の意向」の写しを添付する。

財団は、農業委員会からの情報提供があった場合、遊休農地借受基準に満たない農地一覧をとりまとめ、農業委員会に通知する。（別紙様式 7）

３ 農地中間管理権の取得に関する協議の勧告後の取り扱い

（１）農業委員会が農地法第 3 6 条第 1 項により勧告を行う予定の農地については、事前に財団及び市町へ通知する。（別紙様式 8）

農業委員会が農地法第 3 6 条第 1 項により勧告した農地について、同法第 3 6 条第 2 項により財団に通知した場合、財団は、勧告があった日から 2 ヶ月以内の期限を持って農地所有者と第 2 の 1 の（１）に準じて協議を行う（別紙様式 9）とともに、その旨を市町及び農業委員会に通知する。（別紙様式 9 - 1）

なお、税制猶予を受けている農地に当たっては財団の基準を満たしていなくとも勧告することとなっているので留意すること。

（２）貸付希望申込書が提出された場合、市町は農業委員会に対し、速やかに提出があった旨を連絡する。

また、財団は市町から事務処理要領第 6 の 2 に基づく貸付希望農用地等リストが提出された場合には、協議が整った旨農業委員会に通知する。（別紙様式 1 0）

農業委員会はこの通知を受け勧告の撤回を行う。（別紙様式 1 1）

（３）財団は貸付希望申込書の提出がない等、協議が整わなかった場合、農業委員会に協議不正立を通知する（別紙様式 12）とともに、その農用地等について財団が公表している募集区域内の借受希望者と調整を行い借受希望の有無を確認する。

(4) 財団は、当該農地について借受希望がある場合、県知事への裁定申請の適否を次の項目により検討する。

- ア 農地中間管理権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
- イ 農地中間管理権の内容
- ウ 農地中間管理権の始期及び存続期間
- エ 借賃
- オ 借賃の支払の方法

検討の結果、裁定を行うこととなった場合、事前に申請する旨を県、市町及び農業委員会に通知する。(別紙様式 13)

裁定の申請においては、農地法等の規定のほか「農地中間管理権設定に係る裁定事務処理要領(平成 29 年 9 月 20 日付け広島県就農支援課長通知)(以下「県裁定要領」という。)」の規定により事務を行う。

財団は勧告があった日から起算して 6 ヶ月以内に県知事への裁定申請を行う(県裁定事務処理要領別記様式第 1 号)とともに、農地所有者に通知する。(別紙様式 14)

(5) 当該農地について借受希望者がいなかった場合において、財団は農業委員会に裁定しない旨通知する。(別紙様式 15)

(6) 裁定が行われた旨の通知が県から財団にあった場合、財団は借受希望者と協議を行い、事務処理要領第 9 に基づく事務を開始するものとする。

なお、利用権の始期までに補償金を供託所に供託するものとし、補償金額は契約期間全ての借賃相当額とする。

4 所有者等を確知することができない場合の農地の利用

(1) 農業委員会が農地法第 3 2 条第 3 項及び同法第 3 3 条第 2 項の規定により所有者を確知することができない旨公示し、6 ヶ月以内に農地所有者等からの申し出がない場合は、農業委員会は財団に通知する(同法第 4 1 条第 1 項)。

財団は、借受者が見込める場合には、通知から 4 ヶ月以内に、県知事に対し、裁定を申請する。(県裁定要領別記様式第 1 号)

(2) 裁定に当たっては、市町、農業委員会及び財団は、上記 3 の手続きに準じて、事前の通知、借受希望者の有無の確認、裁定の検討を行ったうえ、県裁定要領の規定により県知事に裁定を申請する。

5 裁定申請にあたっての判断基準

財団は、裁定申請にあたっては、県裁定要領及び「農地中間管理権に係る裁定判断基準(平成 29 年 9 月 20 日施行広島県就農支援課)」に規定の基準を満たすものについて検討する。

写

平成 28 年 6 月 10 日

各 市 町 長 様
(農地中間管理事業担当課)
各 農 業 委 員 会 会 長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号
農地中間管理機構

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準の制定について（通知）

農地中間管理権を取得する農用地等の借受基準については、広島県農地中間管理事業事務処理要領第 6 の 1 の規定による「貸付希望申込書」別紙に「広島県農地中間管理事業に係る借受農用地等リストへの掲載基準等」として定めていますが、遊休農地については、再整備の必要性等から一般的に管理されている農地に比べ担い手に転貸することが難しい状況が見通されます。

このため、農地法第 3 2 条第 1 項又は第 3 3 条第 1 項の規定による利用意向調査における遊休農地については、別紙のとおり、「農地中間管理事業における遊休農地の借受基準」を新たに設け、運用しますので御承知ください。

なお、借受基準を満たさない農地であっても、人・農地プラン等によって集団的な活用が図れるなど担い手に転貸する状況が整った場合は通常のスケジュールによって事務を進めますので御了承ください。

農地中間管理事業における遊休農地の借受基準

次のいずれにも該当しない農地であること。

- (1) 耕作放棄地など、農地として利用することが著しく困難な場合。
(例えば、松等の木本類(直径 5cm 以上)や葛等の雑草が繁茂し、再び耕作するために相当な投資が必要な農地)
- (2) 一区画あたりの面積が狭小(10アール未満、(樹園地の場合2アール未満))の場合。
- (3) 農作業に必要な機械(コンバイン、作業運搬車など)が公道から直接進入できない等、機械の搬入が困難な場合。

別紙様式 1 - 1

農地法第 35 条第 1 項による農地中間管理機構への通知に係るリスト

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	所有者住所	所有者 電話番号	共有者 の有無	農業委員会 の意見	遊休農地借受基準との適合状況			備 考
								借受基準に係るもの			
								(1)	(2)	(3)	

(注)

農業委員会の意見は、財団の遊休農地借受基準に照らし合わせ全て合致したものに○を満たないものには×を記載する。

別紙様式 1 - 2

農地法の運用について第3の4の(3)による農地中間管理機構への通知に係るリスト

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	所有者住所	所有者 電話番号	共有 者の 有無	農業委員会 の意見 (※1)	遊休農地借受基準との適合状況			意向調査 の状況 (※2)	備考
								借受基準に係るもの				
								(1)	(2)	(3)		

(注)

※1 農業委員会の意見は、財団の遊休農地借受基準に照らし合わせ全て合致したものに○を満たないものには×を記載する。

※2 次の事項に照らして番号を記載する。

- ① 意向を示していない
- ② 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用
- ③ 自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う
- ④ 自ら耕作する
- ⑤ その他

(別紙様式2)

令和 年 月 日

農地所有者等 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号〕
農地中間管理機構

農地中間管理事業の協議について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴方の所有する農地について、令和 年 月 日付けで 農業委員会から農地法に基づく利用意向調査の結果、農地中間管理事業を利用する意向がある旨の通知を受けました。

については、農地法第35条第2項に基づき協議を行いますので、別紙貸付希望申込書に必要事項を記入のうえ（農地の所在する市町担当課）へ令和 年 月 日（ ）（通知から2ヶ月以内の期日とする）までに提出してください。

期日までに提出がない場合、協議不成立とさせていただきますので御留意ください。

なお、貸付希望申込書の提出後、借り手に貸し付けるまでの間は、御自身で農地の管理をしていただくこととなりますので御了知ください。

協議対象となる農地一覧

農地の所在地	地目	面積 (m ²)	備考

提出先 (農地の所在する市町担当課の住所等記載)

担当者

電話：082-541-6192

(別紙様式3)

令和 年 月 日

市 町 長 様
農業委員会会長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号〕
農地中間管理機構

農地中間管理事業による農地の借受けについて（通知）

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで貴農業委員会から農地法に基づく利用意向調査の結果、次の農地について農地中間管理事業を利用する意向がある旨の通知を受けました。

については、別紙写しのとおり農地所有者に貸付希望申込書の提出を通知しましたので御了知ください。

協議対象となる農地一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者

電話：082-541-6192

(別紙様式 4)

令和 年 月 日

農地所有者等 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号 〕
農地中間管理機構

農地中間管理事業による農地の借受けについて (通知)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴方の所有する次の農地について、令和 年 月 日付けで 農業委員会から農地法に基づく利用意向調査の結果、農地中間管理事業を利用する意向を示していただいたとの通知を受けましたが、農地中間管理機構の遊休農地借受基準に合致しないため、この度は当機構では借受けできないと判断しましたので通知します。

なお、今後、当該農地の貸付等をお考えの際は、 農業委員会に御相談ください。

また、当該農地が、人・農地プランが策定されている地域であり、その地域の担い手が、当該農地の借り受けを希望する場合は、借受について検討しますので、その際にご連絡させていただきます。

また、当該農地については今後 農業委員会による農地利用意向調査は実施されないこととなりますので御承知ください。

基準を満たしていない農地一覧

農地の所在地	地目	面積 (m ²)	備考

担当者

電 話 : 082-541-6192

(別紙様式5)

令和 年 月 日

市 町 長 様
農業委員会会長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号〕
農地中間管理機構

農地中間管理事業による農地の借受けについて（通知）

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで貴農業委員会から農地法に基づく利用意向調査の結果、次の農地について農地中間管理事業を利用する意向がある旨の通知を受けました。

しかしながら、次の農地は当財団で定める基準を満たしていないことから、借受けることができないため、農地所有者にその旨通知しましたので御了知ください。

基準を満たしていない農地一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者
電 話 : 082-541-6192

(別紙様式6)

令和 年 月 日

農業委員会長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
農地中間管理機構

農地中間管理事業に関する協議の不成立について（通知）

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで貴農業委員会から農地法に基づく利用意向調査の結果、農地所有者と協議を行いましたが、以下の農地については農地所有者から財団への貸付希望申込書が提出されず、協議は不成立となりましたので通知します。

協議不成立の農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者

電話：082-541-6192

(別紙様式7)

令和 年 月 日

農業委員会長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
農地中間管理機構

農地中間管理事業による農地の借り受けについて（通知）

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで貴農業委員会から農地法に基づく利用意向調査の結果の通知を受けました。

ついては、次の農地は当財団で定める基準を満たしていないため、借受けることができないので、その旨御了知ください。

基準を満たしていない農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者

電話：082-541-6192

(別紙様式8) (参考様式)

令和 年 月 日

市 町 長 様
(担 当 部 局)
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長様

農業委員会長

農地法第36条第1項にかかる勧告について (通知)

令和 年 月 日付けで当農業委員会では農地法第36条に基づく勧告を予定していますので御了知ください。

勧告予定農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者
電 話 :

(別紙様式9)

令和 年 月 日

農地所有者等 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号〕
農地中間管理機構

農地法第36条第1項による勧告に係る協議について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴方の所有する次の農地について、令和 年 月 日付けで 農業委員会から農地法に基づく勧告が実施された旨、通知を受けました。

ついては、勧告から2ヶ月の期間内に協議することとなっておりますので、令和 年 月 日（勧告の日から起算して2ヶ月）までに、（農地の在する市町担当課）へ別添農地貸付希望申込書を提出してください。

なお、貸付希望申込書が提出されれば、勧告は撤回されることとなります。

勧告対象農地一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	備考

担当者

電話：082-541-6192

(別紙様式 9 - 1)

令和 年 月 日

市 町 長 様
農業委員会 長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号
農地中間管理機構

農地法第 36 条第 1 項による勧告に係る協議について (通知)

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
このことについて、別紙写し (別紙様式 9) による協議を行いました。
については、貸付希望申込書の提出があった場合、勧告撤回となるため農業委員会へ至急報告をお願いします。

協議を行った農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者
電 話 : 082-541-6192

(別紙様式 10)

令和 年 月 日

農業委員会長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号 〕
農地中間管理機構

農地中間管理事業による農地の借り受けについて（通知）

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで貴農業委員会から農地法第 36 条に基づく勧告の結果、以下の農用地等について協議が整いましたので、その旨御了知ください。

協議が調った農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者

電話 : 082-541-6192

(別紙様式 11) (参考様式)

勧告の撤回について

令和 年 月 日

(農地所有者)

住所

氏名

様

〇〇 農業委員会
会長 △△ △△

令和 年 月 日付で、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告したことを撤回します。

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 撤回の理由

(別紙様式 12)

令和 年 月 日

農業委員会長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号 〕
農地中間管理機構

農地中間管理事業に関する協議の不成立について（通知）

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで貴農業委員会から農地法第 36 条に基づく勧告の結果、農地所有者と協議を行いましたが、以下の農地については農地所有者から財団への貸付希望申込書が提出されず、協議は不成立となりましたので通知します。

なお、今後関係機関と裁定申請を行うか否か協議を行うこととなります。

協議不成立の農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者

電 話 : 082-541-6192

(別紙様式 13)

令和 年 月 日

広島県知事様
(就農支援課)
農業委員会長様
市町長様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
農地中間管理機構

農地法第37条に係る裁定について(通知)

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで 農業委員会から農地法第36条に基づく勧告に基づき、農地所有者と協議を行いましたが、協議は不成立となりました。

については、事前の関係機関との協議によって借受が見込めるため、裁定の申請を行うこととしましたので、通知します。

裁定申請予定農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (m ²)	農地所有者	備考

担当者

電話 : 082-541-6192

(別紙様式 14)

令和 年 月 日

農地所有者等 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号 〕
農地中間管理機構

農地法第 37 条に係る裁定について (通知)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴方の所有する次の農地について、令和 年 月 日付けで 農業委員会から農地法に基づく勧告が実施された旨、通知を受けました。

については、勧告から 2 ヶ月の期間を持って協議することとなっておりますので、令和 年 月 日 (勧告の日から起算して 2 ヶ月) までに、(農地の在する市町担当課) へ別添農地貸付希望申込書を提出してください。

なお、貸付希望申込書が提出されれば、勧告は撤回されることとなります。

勧告対象農地一覧

農地の所在地	地目	面積 (m ²)	備考

担当者

電 話 : 082-541-6192

(別紙様式 15)

令和 年 月 日

農業委員会長 様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町四丁目2番16号
農地中間管理機構

農地中間管理事業に関する協議結果について（通知）

当財団の業務運営につきましては、日頃から格別の御配慮を頂き厚くお礼申し上げます。
令和 年 月 日付けで貴農業委員会から農地法第36条に基づく勧告の結果、農地所有者と協議を行いましたが、以下の農地については農地所有者から財団への貸付希望申込書が提出されずまた借受希望者もいないため、裁定を行わないこととなりましたので通知します。

協議不成立の農地の一覧

農地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当者
電話：082-541-6192

様式例第 13 条の 5

農地法第 35 条第 1 項に基づく通知

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地
農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員長 閣

農地法第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記農地の所有者から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住 所：
電話番号：

(記載事項)

- 「所有者に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権限が設定されている場合に記載する。「内容」欄には、権利（貸借権）の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

別記様式第1号

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

主たる事務所の所在地
農地中間管理機構の名称及び代表者名 印

令和 年 月 日に、農地法第36条第1項に基づき農地中間管理権の取得に関し勧告が行われましたが、2か月以内に勧告を受けた者との協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	所有者等の住所・氏名

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 農地の所在等が複数筆ある場合は、別紙を添付するものとする。